

## 不妊症診断検査・特定・一般不妊治療費の一部助成

不妊症診断検査費用(保険適用分含む)のほか、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精、顕微授精)や一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成しています。

次に該当する方は、3月31日までに申請してください。(ただし、令和3年2月1日～令和3年3月31日の間に終了した特定不妊治療については、令和3年5月31日まで申請を受け付けますが、下記まで必ずご連絡ください)

	不妊症診断検査	特定不妊治療	一般不妊治療
対象者	検査・治療を開始した時点で法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が検査または治療開始日から申請まで笠松町に住所を有する方		治療開始時点・治療期間・申請日のいずれにおいても夫婦であって、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所を有する方 ※ただし、事実婚の場合は、両方が笠松町に同一住所を有すること。
所得制限	—	令和元年の夫婦の所得合計が730万円未満(※1)	令和元年の夫婦の所得合計が730万円未満
対象となる検査・治療	令和2年4月～令和3年3月に行った不妊症の診断検査(保険分も含む)	令和2年4月～令和3年3月に行った体外受精または顕微授精	令和2年3月～令和3年2月に行った人工授精
助成額	3万円を上限に検査に要した費用を助成(初診・再診料を除く)	治療ステージごとに次の金額を上限に助成 治療ステージA・B・D・E:10万円 治療ステージC・F:5万円	5万円を上限に本人負担額の2分の1を助成
年齢要件	—	治療期間初日の妻の年齢(※2)が43歳未満であること	—
助成回数	1回	初回助成時の治療期間初日の妻の年齢(※2)が ①40歳未満の場合: 43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満の場合: 43歳になるまでに通算3回まで ※令和元年度までに上記の助成回数に達している方や、過去に助成を受けた年度が5回ある場合は対象外です。	一般不妊治療を開始した月から2年間 (助成回数の上限はありません)
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関	産科、婦人科および産婦人科、泌尿器科および皮膚泌尿器科のある医療機関

※1 令和2年度に限り、新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、夫と妻の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、助成の対象となるためご相談ください。

※2 令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、年齢要件を緩和します。

**年齢要件** 初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が  
「43歳未満」→「44歳未満」

**助成回数** 初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が  
「40歳未満」:6回→「41歳未満」:6回



▲不妊症診断検査・特定不妊治療費助成事業



▲一般不妊治療費助成事業

健康介護課 ☎388-7171